

## 一般事業主行動計画

社員が仕事と子育てを両立させることができ、社員全員が働きやすい環境を作ることによって、すべての社員がその能力を十分に発揮できるようにするため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 令和5年3月1日～令和10年2月28日
2. 内容

目標1：産前産後休業や育児休業、育児休業給付、育休中の社会保険料免除など制度の周知や情報提供を行う。

### 【対策】

- 令和5年3月～ 法に基づく諸制度の調査、社員へのアンケート調査、検討開始
- 令和5年7月～ 制度に関するパンフレットを作成し社員に作成・配布、育児休業の取得希望者を対象とした講習会の実施

目標2：育児休業等を取得しやすい環境作りのため、管理職の研修を行う。

### 【対策】

- 令和5年3月～ 管理職へのアンケート調査による実態把握
- 令和5年7月～ 研修内容の検討
- 令和5年1月～ 研修の実施（年1回）

目標3：令和6年4月までに、所定外労働を削減するため、ノー残業デーを設定、実施する。

### 【対策】

- 令和5年3月～ 社員へのアンケート調査（年1回）
- 令和5年7月～ 問題点の検討、計画的に設定できるよう調整
- 令和5年10月～ ノー残業デーの実施  
管理職への研修（年1回）